

第四十三回国会 建設委員會議録 第七号

(三二)

昭和三十八年三月一日(金曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長代理 加藤 高藏君

理事 木村 守江君 理事 薩摩 雄次君

理事 瀬戸山 三男君 理事 二階堂 進君

理事 石川 次夫君 理事 岡本 隆一君

理事 中島 巖君

井原 岸高君 大沢 雄一君

木村 公平君 正示啓次郎君

砂原 格君 丹羽喬四郎君

堀内 一雄君 兒玉 末男君

山中日露史君 田中幾三郎君

出席政府委員

建設政務次官 松澤 雄藏君

建設技官 谷藤 正三君

建設事務官 平井 學君

(道路局長) 前田 光嘉君

建設事務官 前田 光嘉君

(住宅局長) 前田 光嘉君

委員外の出席者

大蔵事務官 高柳 忠夫君

(主計官) 山口 乾治君

専門 員 山口 乾治君

三月一日

委員西村榮一君辞任につき、その補

欠として田中幾三郎君が議長の指名

で委員に選任された。

委員西村榮一君辞任につき、その補

欠として田中幾三郎君が議長の指名

で委員に選任された。

委員西村榮一君辞任につき、その補

欠として田中幾三郎君が議長の指名

で委員に選任された。

委員西村榮一君辞任につき、その補

欠として田中幾三郎君が議長の指名

で委員に選任された。

委員西村榮一君辞任につき、その補

欠として田中幾三郎君が議長の指名

共同溝の整備等に関する特別措置法
案(内閣提出第九〇号)

○加藤(委員長代理) これより会議
を開きます。

福永委員長は、本日所用のため不在
でありますので、委員長の指名により

私が委員長の職務を代行いたします。

住宅金融公庫法及び日本住宅公団法

の一部を改正する法律案、土地区画整

理法の一部を改正する法律案及び共同

溝の整備等に関する特別措置法案の三

案を一括して議題とし、審査を進めま

す。質疑の通告がありますので、これ

を許します。山中日露史君。

○山中(日)委員 共同溝の整備等に関

する特別措置法案につきまして若干お

尋ねをいたしたいと思います。

まず第一に、この法律に基づく共同

溝の全国主要都市における整備計画は

一体どういふことになっております

か、これを伺っておきたいと思いま

す。

○平井(學)政府委員 共同溝につきま

しては、昭和三十八年度のたぐいま

御審議を願っておる予算案の計画では、

い、かように考えておりますが、現在
向こう三カ年間に占めます私どもの

考えといたしましては東京、大阪、名

古屋等、こゝろいったような特殊大都市

におきまして、おおむね三十キロ程度

をとりあへず着手し、十カ年で百キロ

以上の延長距離にまでこれを進めたい

というふうに考えております。三十八

年度はとりあへず東京都だけについて

実施したいと考えております。

○山中(日)委員 ただいまの三カ年計

画に要する大体の共同溝設置の総経費

並びにその諸経費に対する公益事業者

との負担関係はどういうことになって

おるか。

○平井(學)政府委員 ただいま私ども

の推計では、この共同溝は一キロ当た

りにおおむね三億ないし七億、メート

ルにいたしまして三十万ないし七十万

程度かかる見込みでおります。何分間

題が大都市内、しかも地価の高い交

通輻輳予定地でございますので、今申

し上げましたような関係になります。

ます。おおむね現在私どもが関係省庁
と協議をし、また公益事業者の意見、事

業計画等を勘案いたしておりますので、お

おむねこの建設費の三分の一前後を公

益事業者が負担することになりそうな

計算でございます。これはびつと三分

の一というふうに固定したものでは

ございませぬ。業者の業種の内容によ

り、またその埋設する個所にもよ

り、変動がございしますが、現在私どもが

考えております計算方法では、おおむ

ね建設費の三分の一前後になるような

計算になっておるのでございます。

○山中(日)委員 そこでお尋ねしたい

のは、共同溝の建設費用の分担につ

いての基本的な考え方についてでありま

すが、御承知の通り、最近市街地に

おきましては、道路の効用というの

は、ただ単に道路の上だけではない

で、道路の下の方の効用というものが

非常に大きくなって参っております。

特に公益事業等におきましては、公益

物件の敷設にあたっては、市街地の立

の上と下との間に区別がなくなつてき
ておるといふふうに考えられる。そこ

で今度の法案を見ますと、この法案

の目的の中にも書いてありますけれど

も、「この法律は、共同溝の建設及び

管理に関する特別の措置等を定め、

特定の道路について、路面の掘さく

を伴う地下の占用の制限と相まつて

共同溝の整備を行なうことにより、道

路の構造の保全と円滑な道路交通の確

保を図ることを目的とする。」こゝろ

うふうに規定しております。結局道

路の保全と円滑な道路交通の確保をは

かるということが、主たる目的のよう

になっておるわけでありまして。言いか

えれば、公益事業者の道路の掘さく

によって受ける道路管理者側の交通上

の障害を除く、こゝろいう点に重点が置

かれておつて、そして掘り返しによつて

迷惑をかける公益事業者側の立場、な

おまた共同溝の設置におきまして公益

事業者が非常に利益を受けるわけであ

ります。ところが、さういふ道路掘り返しに

よつて迷惑をかける側の公益事業者の

方の利益に対する考え方が甘くて、道

路管理者側の交通の確保ということに

重点が置かれておるといふような考え

方が、費用負担の面からもうかがわれ

るわけですが、こゝろいう点について

は、どういふふうに考えておられるの

か。

○平井(學)政府委員 ただいまの公益

事業者に対する公益事業者の負うべき

負担の考え方が甘いのではないかと

いうお尋ねでございますが、一応さう

いふことは、

第一類第十二号

建設委員會議録第七号

昭和三十八年三月一日

第一類第十二号

建設委員會議録第七号

昭和三十八年三月一日

第一類第十二号

建設委員會議録第七号

昭和三十八年三月一日

な御議論も現にあるのでございます。

これは現在の公益事業者の果たしておる公益事業の意義、あるいはこれに對して現在の社会経済の観点からどの程度の負担を負わせるのが妥当であるかといういろいろなむずかしい問題がございまして、私もこの問題を考えるにあたりまして、いろいろと各方面の御意見等も十分検討いたしましたのでございますが、一応私どもが現在達しておる結論から申し上げます、まず第一にその道路に對する迷惑あるいは受益、これから考へて公益事業者に全部の費用を持たすべきでないか、あるいは少なくとも六割、七割くらい持たした方が妥当ではないかという御意見もありました。こういった点からいろいろ検討してみましたが、私どもの考へは、まず第一に共同溝をつくる、この目的から申しまして、これは現在のガス管とか電線等の需要だけでなしに、将来十年、二十年先に都市がだんだんだんだん発達して、人口がふえて、建物がふえて、電気やガス、電話に對する需要が非常に増大する見込みのあるような場所、また交通が非常に輻輳するような場所において、何年か先起り得る需要の増大を見越して、それに應ずるこゝういふ管路、管施設をつくらせるのでございまして、現在の社会常識ないしこゝういふ關係から申しまして、目前の必要を満たすに十分な施設を法律で強制することはできません、何年か先に起り得べき需要に即應するような金のかかる先行投資を法律で強制するといふことは、現在のわが国の実情からいいますと、業者に對して酷であるといふような考へが私どもの基本の一つになっております。

それからいま一つ、業者と申しましたも、共同溝でございまして、二つ以上の公益事業者の利害を調節し、これをあつせんし、いろいろ先行投資をやらせるわけにございまして、これまた公益事業者に強制的に全部持たせるといふ面からいいますと、いろいろと不便がございまして、さういふわけで、公益事業者の負担してもらう費用は、もし共同溝を設けなかったならば、公益事業者が将来起る需要に應ずるために管をふやし、線をふやすために道路を掘り返す、線をそこへ入れるそのための費用、あるいは掘り返すためにいろいろ保安施設もやらねばならない、照明施設もやらねばならない。埋めるための費用、そゝういふ一切がつかの間の費用を計算しまして、共同溝をつくらばそゝういふことをしなくても済む、そゝういふ限度において考へられる利益を計算する、そゝういふ利益の限度で負担を負わせるのが、公益事業者の立場を考へ、あるいはこれによつて恩恵や利便を受ける消費者のことを考へて、ちやうど手ごろではなからうか、こゝういふような考へ方からして、ちやうど現在の特定多目的ダム法によるあの受益者の負担分の計算方法等を勘案して、ただいま申し上げましたような計算方法を考へたのでございまして、一面道路管理者の私どもの立場を考へますと、道路公益事業者の負担が輕過ぎるのではないかと、逆に言えば道路管理者側の負担が重過ぎるのではないかといふ考へ方になると思いますが、まず私どもの考へたいは、現在の道路法四十二条から申しまして、道路管理者は常に道路を良好な状態に維持

し、また道路交通が円滑にいくように絶えずこれに注意し努力する義務を負わされております。むろんこの考へ方につきましても、そゝういふ地下埋設物のことまで注意を要するべきではなくして、最小限度この路面の交通を合理的に能率的に維持するための交通の範囲内ですらういふのだ、こゝういふ意見もございまして、最近のように大都會地において自動車交通が非常に目まぐるしい進歩を遂げて、道路交通なり道路の舗装が大都會生活において非常なウェイトを占めて参りました今日から考へますと、こゝういふような公益事業とはいえ、しよちやう道路が掘り返されて道路がいためられ、その道路も昔と違つて非常に舗装も硬度の高いものになつておる。またこゝういふ時間の掘り返しによる交通禁止であつても、非常に都會生活に不安を及ぼす、こゝういふような現事情から考へまして、やはりこれは業者にかかせるべきものではなしに、道路管理者がみずから道路法の精神にのつて積極的にこゝういふものを設けるべきではないかといふような考へ方からいたしまして、道路管理者も必分の負担をし、また公益事業者も先ほど申しましたような受益の限度で負担をしてもらうといふような考へ方から、こゝういふ法案になつたわけでありまして。

○山中(日)委員 費用の分担につきましては政令で定めるといふことでありますが、先ほどのお話では、三分の一くらいが公益事業者の負担だといふことですが、むろんそれは三分の一きつちりではないかもしれませんが、この三分の一といふ一応の分担割合をきめた根拠は一体どういふことですか。

○平井(學)政府委員 実はただいまこまかい資料をお手元に差し上げてございませぬし、私も目下なお検討中でございますが、先ほど申し上げましたように、この共同溝がもし建設されたら、この共同溝にいろいろと公益事業者の方で将来負担せねばならぬ費用、それを実はいろいろ各事業者について計算をしてみました。たとえば現在考へております建前といたしましては、この共同溝が、建設されない状態における道路に公益物件を敷設する場合に要する費用を、一定の利率率により共同溝建設時に還元した額をはじき出す、それからまた共同溝の構造と一體となつて建設されたところの照明施設とか空気入れとか施設あるいは排水の施設、そゝういふものの建設に要する費用、要するに、公益事業者が共同溝を建設することによつて省き得る費用、こゝういふものを計算し出すような方向で考へていく。ただそれが私どものいろいろな場合の從來の一応の試算、計算によりまして、業種によつて違ひますけれども、おおむね建設費の三分の一前後の実際の数字が出て参りますので、それで常識的に一応これを御理解しやういふために、目下の見当では大体三分の一前後の計算になる見込みであります。こゝういふようなお答えを申し上げたわけでございます。

○山中(日)委員 そゝういたしますと、結局共同溝の敷設で当然公益事業者が掘り返し、あるいは埋め戻しその他いろいろ経費がかつたであらうと考へるものを計算すると、大体全共同溝建設費の三分の一くらいの費用になるだらう、そゝういふことで大体三分の一と計算された、そゝういふわけですか。そゝうですね。——そゝうしますと、共同溝がなかりせば当然公益事業者が投資したであらうといふ金額の中には道路の占用料——今度の法律で道路占用料といふものは取れなくなつたわけですね。従つて、共同溝の使用料も取らないわけですね。そゝういたしますと、從來道路を使用しておりました支払つておつた占用料といふものは助かる。それからまた共同溝に公益物件を敷設することによつて、從來地下に埋没しておつた施設よりも耐用年限が非常に長くなる、こゝういふいろいろな利益があるわけなんです、そゝういふ利益もやはりその共同溝なかりせば投資したであらうといふ金額の中に含めて考へられておるわけなんです、その点はいかがですか。

○平井(學)政府委員 お説の通り共同溝がございまして、地下の濕氣を受けない、あるいは道路工事による圧迫を受けない、いろいろなことで埋設物の寿命が長く延びることは間違ひございせん。また、最近東京都内でガス事故が起つておりますけれども、あゝいゝガス事故を事前に予知、点検すること、共同溝の場合はきわめて簡単にできます。そゝういふ利益も、私どもは計算をいたすことにいたして、現在御案内のようにきわめて安い料金でございまして、メートル当たり五円とか十円とかいふようなきわめて安い占用料を各都市とも取つておりますけれども、あとで御説明いたしますように、占用料は取らない、要するに共同溝の建設費の何分の一かを持たすといふことは、特殊占用料といふふうに私

のための掘り返しは認めませんけれども、既存のもの維持、修繕、こういったものは認めざるを得ませんので、例外として第三号にこれを規定しております。私どもはそういった意味で、強制はできませんけれども、そういうことの起こらないようにできるだけそういう治道の公益事業者にもこれを勧奨して、共同溝のわきに立つておらぬでどうぞ一緒に下さいというふうな勧奨を極力やって、こういうような例外規定の活動するような事例のないように努力はいたしますけれども、どうしてもやむを得ないものは、御指摘の通り維持、修繕のためには掘り返しをいたします。

○山中(日)委員 そういふ法律の除外規定のあることも知っておりますが、結局は、そうしますと掘り返しをできるだけ避けて、そうして交通の円滑な運営をはかるというその趣旨からいえば、もうすでに埋設されておるものがある場合に、共同溝をつくっても、結局その掘り返しというものが行なわれるから、交通の緩和とかそういうことにはあまり役立たないという結果になるのではないですか。

○平井(學)政府委員 私どもがこの法律をつくる前に、一応主要都市につきまして現在のこういう公益事業物件の敷設状況、また過去何年前に敷設されて、大体その保存命数がどんなものであるか、それから将来予想される都市の発展に即応する増設の見込み、こういったものを調べてみました結果によりまして、大体東京都内でも十カ年間に百キロの延長などを考えます場合に、そういうような将来掘り返しを要するといふような種類の公益事業

は、おおむねこれに入ってもらえるような見込みでございます。また御指摘のような共同溝に入らない、入ることを希望しないというような線につきましては、もうすでに過去の年数からいってもうそのままだめ殺してしまつてもいい、修繕もせぬで、新たに今度やる場合には別途の路線につくった方がいいというふうな種類の事業がございまして、おおむね埋め殺してしまつて、修繕も何もしないでそのままにして殺してしまつてというふうな場合が相当あるようにございます。さりとて私たちは、絶対こういう場合を絶無とは申しません。申しませんが、そういう掘り返しが予想されるものは、極力業者に勧奨して一緒に入ってもらふように努力をいたしたいと思つておりますし、今申しましたように、勧奨いたしましても、もう埋め殺してもいいくらいの路線の場合には、これははなはだしく業者の採算が立たないわけでありまして、そういう場合には埋め殺した後に掘りかきかき路線等について相談をしていかなければならぬと思つておる。百パーセント掘り返しをこれ

によつて禁止できるというところは残念ながら申せないと申します。

○山中(日)委員 もうわずかですが、この共同溝の管理規程を建設省で定めることになつておりますが、この道路管理がきめる管理規程、詳しいことはいふまでもなく、大体どういふことがその管理規程で定められるのですか。

○平井(學)政府委員 これも別途提出することになっておりますが、やはり縦横三メートルくらいある大きな施設でございます。延長が平均一キロ前後

もあります。まず第一に考えますのは排水——地下に湧出する水を出す施設、またそれをしよつちゅう点検して回るための照明施設の電気代とか、あるいはまたガス管なんかの場合は、これは少なくとも従来の例から見ますとちよいと爆発をします。そのため一緒に入りたいたいという電気事業などは普通の条件ではないやがるようなことがあります。そのために換気施設なり隔壁を設ける、こういう万全の措置もとりたい。要するに空気をしよつちゅう入れかえる。それによつてガスが万一どこから漏れても危険が軽減できる、むしろガス事業者の方はしよつちゅう点検員が行つて点検いたしますけれども、そういう換気施設あるいはそういう最悪の場合の隔壁をコンクリートでつくつておくとか、これは建設費に入りますけれども、そういうたものがおのな費用でありまして、それら費用をそれぞれ業者に分担してもらふわけでありまして、それにつきましても道路管理者の方が定期的にそういう維持的なことで点検して回る、こういうふうなことを盛り込むような考えでございます。

○山中(日)委員 そうすると、今のお話では、共同溝の中を見回つて、ガスが漏れておるかどうかということを検査する、そういう人件費のようなもの、やはり共同溝管理の中に入る、そういう費用もやはり分担することになるのですか。

○平井(學)政府委員 今私、ガスなんかの危険防止のためのことを、ついでに申し上げたわけでありまして、これはむしろガス会社自身が持つのでございます。

○山中(日)委員 そこで、大体共同溝というのは建設費を業者に分担させておるわけですが、共同溝は道路の付属物ですから、やはり道路の管理者に所有権があるのですか、それとも公益事業者との共有にでもなるのでしょうか。

○平井(學)政府委員 結論から申し上げますと、これは道路法にいう付属物というふうに私どもは考えることにいたしました。所有権も、これは負担区分の問題は別といたしまして、所有権は道路管理者でございまして、公益事業者は単にこれを共用していただくという考え方でございまして。

○山中(日)委員 道路管理者に共同溝の所有権があるということになれば、その維持管理に要する経費というものは、原則的には所有者の負担になると思ひますが、それを今度は法律で業者も負担をする、そういうふうなことをいいたし、その維持修繕に要する費用の分担は、性格は共同溝の使用料とは一体どこが違つてくるのか。これは使用料というものは取らないわけですか。その点はどういふふうに考えておりますか。

を別途分担させるという考え方は、共同溝は道路の付属物の一種というふうな考え方ではございませぬけれども、これは付属物ではあつても、普通のこまめととかさくとか、あつたような軽度のものでないか、まあ、非常に経費も膨大にかかる、しかもまた、その効用も非常に大きな特殊な施設でございます。そういうふうな意味から、これは道路管理者が道路の付属物としてみずから全額を持つという考え方も成り立ち得ましたけれども、私どもも成りたしましては、これが非常に長く、今言つたような趣旨で共用しなければならぬものである、特殊な施設——先ほども申しましたが、照明施設とか、あるいは換気装置とか、あるいは排水施設とかいふものが含まれる建前から言ひまして、やはり応分の共同使用というふうな見地から、一部分負担をしてもらふ、こういう考え方をいたしたようなわけでございまして。

○山中(日)委員 最後に一点だけお尋ねしますが、この共同溝の建設の経費を業者が大体三分の一くらい負担する、あるいはまた将来維持管理についての管理費用も分担するといふようなことから、公共料金を値上げするといふような理由にされるおそれはないかといふことなんです。御承知の通り最近公共料金の値上げは、政府においても極力押さへると言つておられますけれども、そのつどやむを得ざる事情というふうなことで、最小限度というふうなことで、次から次へ公共料金の値上げというものが行なわれてきておるわけですか。それが物価にもはね返るというふうなことでいろいろ問題も起きておりますが、それはさておきまし

て、結局やはりこういつたふうに費用を負担させますと、それが公共料金値上げの口実といひますか、に使われるおそれなしとしないわけですか。そういう場合を予想されまして、この共同溝の建設その他の費用を負担させて、公共料金等の将来の値上がりとの関連について何らかお考えをされたことがありますが、その点一つお伺いしたいと思います。

○平井(學)政府委員　ごもっともな御質問でございます。私どももこの法案をつくるに際しまして、一番頭を悩ましたのがたまたまおっしゃったような一般消費者へのはね返りの点でございます。実はさういふ見地から、いろいろ関係公益事業者の事業内容等についても、通産省あるいは郵政省といったような監督官庁を通じていろいろ専門家について検討をしております。また費用負担のめども、先ほども申しましたように、結論から申しますとおおよそ三分の一程度に落ちつくようならに計算が出ておりますが、これもその受益の限度を見方によつてこれは三分の二くらい負担させてもいらいに見込む方法もあり得ようと思ひますけれども、一面さういふような無理な負担が、消費者にさういふ不当なはね返りを起こす口実にされるというところも極力警戒いたして参りました。私どもも現在計算いたしております政令案による費用負担方法からいたしますと、これを値上げの口実にされるような理屈の立たない限度であるというふうな確信をいたしております。また、これを実施する際に、通産省あるいは郵政省といった関係監督官庁とも、この点につきましては十分話し合

いをまとめて、これが値上げの口実にされるということのないように、お互いに確認して、この法案の立案にそれぞれ協力をしてもらつておるといふような次第であります。

○山中(日)委員　これで質問を終わりますけれども、ぜひ一つ公共料金の値上げとの関連におきましては、これは非常に重大な關係を持ちますので、十分一つ、当局においてもその点は公益事業者に対しても指導していただきたいというところをお願いして、質問を終わります。

○加藤(高)委員長代理　二階堂進君。

○二階堂委員　大臣がお見えになつておりませんので、おまなことはまた大臣がお見えになつたときにお尋ねしたいと思ひますが、大蔵省の主計官が見えておられますから、時間も大蔵省よりでございますので、最初に大蔵省にちよつとお伺いをしてみたいと思ひます。

住宅問題であります。今回建設省で、農漁村の住宅改修資金のワクを十億別ワクとしてとられまして、農村、漁村の貧しい人の住宅の改修に融資をするという制度を新しくつくつてもらったわけでありまして、これは住宅政策としては非常に前進した政策であるし、私どもも自民党におきまして、私は特にこの三年來この問題を取り上げて主張いたして参つたのであります。昭和三十六年度からであります。国民年金の還元融資で、厚生省所管として十億、農漁村の住宅の改修等にワクを設けて融資することになつておりまして、私が、思ふようにわれわれの考え方が徹底せず、しかもこの融資が思ふように行なわれていないという現状が

出てきました。今回は特に党におきまして、特別のワクをぜひ建設省所管として設定してもらいたいというところで、ことし十億というワクができたのであります。もとより住宅政策は、公団住宅、公庫住宅、政府施設の住宅、それぞれ政府としても施策を進めて参つておりますが、思ふに、農村、漁村の住宅の改修あるいは新築というものは、これは非常におくれておると申しても過言ではないのであります。特に災害などありました際には、台風その他が非常に吹いた地域の住宅で一番被害を受けるのは貧しい農村、漁村の住宅であります。さうして被害を受けた農家や漁村の人たちが、自分の家を再建したりあるいは復旧したりするのには、資金的にも担保の上からいって、能力の貧しい人ばかりであります。従つて、非常に困難を來たしておることは、従来の災害の経験を見ても明らかであります。

そこで、先ほど申し上げましたように、農村、漁村の住宅に新築あるいは改修の制度を設けて、さうしてせめて一代のうちに家らしい家にそれらの人を住ましてやりたいというのには、私は政治家として当然考えなければならぬことであると思つて、このことを念願して主張して参つたのであります。私は、十億のワクが認められましたが以上は、私たちの考え方を建設省当局におきまして十分下部に浸透させて、さうして農村においても漁村においても、改良普及あるいは農協、町村役場等々と緊密な連絡をとられまして、これらの趣旨を実現するようになつて努力をしていただきたいということを最初に申し上げておきます。

そこで、この住宅融資を受ける階層は、先ほど申し上げましたように、資金的にも担保の上からいって非常に能力の弱い、貧しい人でありまして、こゝろに金が借りて、さうして住宅の補修をする、改修をするということになるわけでありまして、この利息の点につきまして、私どもは党におきましても何べんも議論をいたしました。最初は、聞くところによりますと、大蔵省は年率六分六厘ですが六分五厘ですかを主張し、建設省は五分五厘を主張してきつた。さうして、これでいいということでもないでしようが、六分というところに落ちついたというところのようであります。私は、このことにつきましては、終始一貫反対してきたのであります。党におきまして最終的にこれが決定を見るに、不幸にして私の席にいなかつたので、六分ということにきめられてしまつた。ここに

見えておられます高柳主計官にも再三電話でもつて、私は五分五厘でなければ承知しないといふことを申し上げておつたのであります。が、何しろ大蔵省当局の意向が強く、六分になつたといふことでもあります。考へてみると、私は五分五厘でも高過ぎると思ふのです。五分か——利息は安いにこしたことはない、一番能力の弱い人が金を借りて家を建てるわけでありまして、住宅金融公庫の農村、漁村向けの新築の融資総額二十四億くらいですか、二十億ですか、ワクはきまつておりますけれども、この利息も、家を新築する場合、これは五分五厘なんです。家を新築する人は、まだまだ自己資金もある程度持つておる、あるいは担保能力も持つておるといふ人じゃないかと私

は思ふのです。ところが、台所とか馬小屋とか、さうした家に関連してあるような住宅の一部を改造する、金がなくてようやく改修して、さうして何らかの家の形を整えようといふような人たちに金を貸し付けるのに、新築をする場合よりも高い利率でこれを貸し付けるというところは、人情論からいって私は逆だと思ふのです。新築の場合が六分であつて、改修の場合が五分とか五分五厘ならまだ理屈は通ると思ふのです。ところが、どうしても六分五厘を主張し、六分に落ちついたということなんです。が、私ども政治家として考へると、やはりこれは五分五厘とか五分というところに利息を持つていくのが当然じゃないかと思ふのです。建設省の方もさういふ努力をせられたやうであります。が、どうも最終的には大蔵省の言ひ分を聞かなければならぬといふことになる。ですけれども、私どもは、やはり党人としてはあつたかといふ持で、せつかつ十億といふものが、かわいそうな住宅を建てようとする階層に生きていくためには、その精神を生かすためには、やはり利息は五分ぐらゐに切り下げていくことが当然ではないか、こゝろに考へるのです。

建設省の方も努力されたことはわかりますが、大蔵省が私の考えと違つた考えをお持ちになつたといふその根拠と申しますか、理由と申しますか、高柳主計官が担当して一番強く六分五厘を主張された方だと思ひますが、六分にしたいだいたことは、金額にしてみては十億の五厘ですから大したことはありませんが、精神の上からいくと、どうも納得しがたいものがある。その

気持を一つ開かして下さい。

○高柳説明員 今度新たに設けられた住宅の補修の金利の問題につきましては、ただいま先生がお話しのようにないきさつがございました。金利を決定するにはいろいろな要素があるわけでございます。今お話しのように、金を借りて補修をするといういわゆる借り手側から申しますならば、特にそれが所得の低い方々のような場合には、社会政策的にもできる限り低い金利で資金を融通するということが望ましいことは、申すまでもないわけでございます。ところがまた、それを供給する方の側から見ますと、その資金は、現在の資金運用部資金の原資は、ただの金を集めて住宅金融公庫を通じてそういう方面に流すという建前になっておられないわけでありまして、御承知のように、そのお金の財源は郵便貯金と国民年金、それから厚生年金その他若干ございますが、大筋はそういった貯金及び積立金の部類によつてまかなわれておるわけでございます。そうしますと、やはりそういうプールしておきまして、この資金運用部資金のいわゆるコストというものがおのずからあるわけでございます。そのコストとの見合いをどうするかという点が一つございます。現在資金運用部資金のコストは大体六分四厘近くになっておりまして、それを財政投融資を通じて各公庫、公団等に出す場合に、政策金利としてさらに安くするというような場合には、一般会計の税金で出資という形で資金運用部に迷惑のかからないような形で若干薄める、こういう方法をとつておるわけでございます。従いまして、今回きめられようとしますとこ

ろの六分というのには、資金運用部の資金運用の面から申しますと、約四厘近い逆さやになるような形になっております。これは政策論でございます。それから、その分は一般会計でできるだけ薄めて安い金利にしたいといういじやないか、こういうふうな意見もあるうかと思ひますが、現在の財政投融資は年々ふえておりますと同時に、非常に各般の要請が強いわけでありまして、資金運用部特別会計としてはやはり適切な運営をはからなければならぬ。一般会計にその限りなく出資を求めるということも困難である。また反面、郵政省とか厚生省の方からは、現在の資金部預託の資金の金利が安過ぎる、従つてその金利を上げろという要請が非常に強まっております。また、郵便貯金の場合には、若干性質が異なりますが、国民年金とか厚生年金という分野ですと、これはわれわれの積立金なんだ、このわれわれの積立金を、大蔵省は統一運用という名で勝手に安い金利で運用するのはけしからぬ、こういう議論も一つございます。そうして三、四年前、また古くは二十七年にもさかのぼりますが、簡易保険の資金にいたしまして、厚生年金の資金にいたしまして、大蔵省の資金運用部から独立して独立運用をはかる、その大きなねらいの一つとして高金利で回す。高金利で回すならば、われわれの掛金も安くなるではないか、掛金率も減るじゃないか、こういうふうな強い要望がございまして、実は大蔵省は弱い役所でございます。大蔵省は弱い役所でございます。資金運用部の資金については、できる限り両者の適正なところに持つて参らなければ

ならない、こういう立場にあることを一つ御了承願ひたいと思ひます。それから国民年金の還元融資は、御案内のように六分五厘であつたわけですが、何分にも厚生省という役所は、住宅関係には不なれな役所でございます。また、また県の機構からいまして、衛生部を通じて市町村転貸融資という格好で実効が上がらなかつたわけですから、従つて、今回住宅金融公庫という、もちはもち屋を通してこの制度を開くということにいたしました。この制度は相当効果を発揮するんじゃないか。そしてこれは一応予算では十億を計上いたしておりますが、これは今後ますます発展していく制度ではないかと私たちは思つております。また、従来は、実績を見ますと、農漁村という分野に限られておつたように見受けられます。しかし、制度自体は、何も農漁村に限つておりませんで、国民全般に補修資金として貸付し得る体制になっております。これは相当要望もふえて、そしてその資金の増額も予想せられることとございまして、われわれとしては、ただいま申し上げました耐え得る逆さやの程度で一つ御勘弁願ひたい、こういう思想でございます。

○二階堂委員 大蔵省は弱い役所だと言われましたが、それでいいのでありまして、われわれ予算の折衝のときも、大蔵省というところはどのくらい強い役所であるか。これはあなたが弱いと言われても、強いことは知つておるのであります。ほかの役所は、予算のときなどはみんな泣いておる。そういうところではあります。私は高柳さんのおっしゃることもよくわかりま

す。けれども、そういうことを言われましても、どうも大蔵省というところは、高利貸しみたいな金もろけするといふ印象を国民は受けます。これは国民の税金やその他の資金をもつて仕事をされるところですから、あなたの言われるような理屈も、それは一応もつとも無理だと思ひますが、今、私が特別にお尋ねしております住宅政策の中で、農漁村に対する改修融資の問題は、これはどつちかという社会政策的な意義を持つ政策の一環として考えなければならぬ住宅融資だと思ふのです。そういうことで、党といたしまして、今おっしゃる通り、資金運用部の関係の金が六分四厘を六分にするだけでもコストを割るのだ、それをさらに五分にするとか五分五厘にするとかは、逆さやがはなだしくなつて困るんだ、こういうふうな考え方が、利かせをするというふうな考え方からすると、それはそういうことにならざるを得ません。しかしながら、私どもの考えでこういう政策をつくつた理由というのは、私が申し上げるまでもなく、あなたもおっしゃつた通り、これは社会政策的な考え方に基づくものだとおっしゃつたのですが、まさにその通りなんです。ですから、私は、できればこれは与党の立場でありますけれども、この利息は、この委員会でも幾らでも修正して、五分五厘くらいにまですべきだと思ふのですが、これは予算がまだ通つておりませんから、全体の予算の関係もありまして、全体は与党の立場でこういうことを申し上げるのはどうかと思ひますが、これはこれにしようと思ひますが、これはやはり、先ほど申し上げましたように、金を借りる

使わなくてもいいものを金を投ずるということになる、この計画が東京だけじゃない、大阪とか北九州にまで進められますと、相当な業者の負担になるわけです。それがやがては金利を考え、いろいろなことを考えると、やはりガス代、電気代の料金の値上げになる、

そういう材料に使われるということには、これはもう火を見るよりも明らかなんです。そういう議論は別といたしまして、相当な金を投資するわけでありまして、そこから、そういう場合、自治団体の方は、起債等で負担の問題はある程度解決できると思っております。ところが、

業者の方はどこからか金を借り入れ
るなり融資を受けるなりして、それを
投資しなくちゃならないということに
なるのじゃないかと思ひます。法律上
はそういうことができなくても済むと
いうことになっておるかどうか、私は
よく承知しておりませんが、そうなん
た場合、業者等は銀行から金を借りら

れるわけにいきません。これは道庁省の關係です。一億、二億、三億、数億というものを業者が融資を受けるということになりますと、商工中金なりその他の政府機関のところから金を借りなければいかぬということにもなろうと思いますが、そういう場合どうなん

ですが、業者のそりいう融資を受ける機関というものは、どりいう機関になるのか、あるいはそりいう場合には、大蔵省としては積極的に融資のワクを認めるとか、あるいは遠慮してやるとかいふようなお考えはありますか。

電力会社、ガス会社、こんなものがおもなところかと思えます。電電公社の

方は、御承知のように電話債券等の資金調達の方法が比較的順調にいっておりますので、そういう問題は比較的少ないかと思いますが、問題はガス会社、電力会社がそういう費用負担に耐えられない。共同溝の着想は昔からあり、外国にもあったのが、日本で伸びなかつたという一つの大きな原因として、今のような事業者負担がなかなか困難だというのが原因ではなかつたかと思ひますが、なるほど御指摘のような点はあると思ひます。しかし、これも先ほど申し上げましたように、今後どのような発展をしていくかもまだ明確な見通しも立ちにくい段階でございますので、少なくとも三十八年度の費用負担がおおむね三分の一程度といたしまして、これを何社かで分けるわけでございます。現在電力会社につきましては、大蔵省と日本銀行があつて、役の起債発行について相当協力いたしております。その総額が相当大きな額でございますので、千億こえるわけでございますから、そのうちの数億の問題で、特に電力会社の資金調達の困難を付加するといふようなことはないんじゃないかと思つております。ただ、将来の問題として、そういう特別に負担がかかるんだ、こゝろいふふうに考へる、これは実は議論のあるところでございます。私も建設省と共同溝をつくるかどうかという議論の過程におきまして、それは新たにそういう事業者に迷惑を与える仕事なんだろ、かどうかなんだろか、こゝろいふ判断の議論をしたことがございます。従来慣行的に道路に電柱を建てるとか、地下を掘り返してガスパ管を埋めるとかい

うことは、それはガス会社の当然のことなんだ、こゝろ觀念すれば、それに新たな共同溝をつくつて負担をかけることは迷惑だといふふうに感ずるかもしれないが、そもそも道路といふものを建設者はそういう業者に貸して与えて便宜をはかつてゐるのではないかと。その便宜をはかつてゐたところから、どうも今日の交通事情からいへば、その便宜を与える限度がたんにじやないか。こゝろいふふやうな観点に立つたならば、共同溝をつくることじやないか、こゝろ負担をかけることじやないか、こゝろ施設を国も負担して、今後の電力建設、ガス建設その他の公共事業の建設においては織り込んでいくべきものだ。それが都市を利用する、そういう業者の一つの基本的な考え方であるべきではないか。これは議論でございますので、こゝろいふ議論にも限度がございます。では、われわれは国が負担すべきものは負担する。業者の当然道路を利用すること、都市の交通混雑の地点を利用するにあつては、こゝろいふ考え方なり財政措置を考へていっていただきたい、こゝろいふに考へております。

○二階堂委員 私もこの共同溝をつくるというこの趣旨とか考へ方については賛成なんです。また、たとえばガスあるいは電力会社が、将来これはこのままではいけないので投資をする、あるいは掘り返しをしてたゞさんの金を使ふ、こゝろいふことを頭に持つてやるといふことは、将来の維持管理といふものは、これは今あるやつを維持管理していくよりも、相当の負担になるといふことは明らかなんです。しかし現実の問題、現在の時点において考へるならば、これは相当な負担を余儀なくされる——同意でやることですから、余儀なくといふ言葉はどうかと思ひますが、やはり相当な負担がかかつてくる。そうするとやはりどこからか資金源を会社は求めなければならぬといふ事態がくる。それが小さな、四、五千万とか、二、三千万といふ金ならいいけれども、将来規模が大きくなれば、相当な金を投入しなければならぬ。その場合に、高い金利を払つて、金を借りてそれに先行投資をする。そうするから、会社の経営ですから、やはりどこかでもうけるところはもうけなければいかぬ。そうすると、ガスを使う人、電気を使う人、一般の消費者、その地域内の利益を受ける人たちに値上げを強要することになるかもしれない。また、大都会の一部に仕事をするに、よつて、たとえば東京都でいへば、東京瓦斯の供給を受けるすべての人がそういう負担を負はされるということにもなりかねない。やるところは一部なから、これは通るところの交通業者とかトラックとか、こゝろいふものは掘り返しがなくなるから非常に便宜を受ける。交通の混雑が避けられる。しかしながら、一方からいへば、東京都民の大部分がガスパ管を払つておる。そういう者が、こゝろいふ仕事の負担をしなければならぬといふことがあり得るのじやないか。ないと断言ができるかどうか。私はこゝろいふ材料になると思ふ。また、物価値上げその他がやかましいときでもありますので、現在はまだこれから仕事をするわけでありまして、けれども、こゝろいふことが予想され

る。受益者、消費者に対する負担の問題も、私は今日法案を作成する途上において、大蔵省や通産省との間に非常な議論があつたことも承知しておりますが、大蔵省としては、今おっしゃつたような考え方ではよろしいといふことで同意されたわけなんです。これを一つのこととして消費者にはね返つてくる負担の問題はない、ないんだといふ立場とされたわけなんです。こゝろいふことがないのだといふことで、こゝろいふ法律をつくることに同意したのだといふふうに了解していいのですか。

○高柳説明員 公共料金につきましては、ただいまの公営企業関係につきましては、通産省なり自治省または運輸省で料金のある程度の規制を行なつておるわけでございます。今回の共同溝の施設をしたからといって直ちに公共料金にはね返りの要素になり得るというところは、お話の通りでございますが、当然来年、再来年にその分がなくなるんだとは私たちが考へておりませんし、ならない範囲内で今回の予算は計上されておるわけでありまして、ただ、公共料金をきめる要素にはいろいろ複雑な要素がございます。お話のような立論の仕方をいたしますと、たとえば既存のガスパ管施設があり、旧市内ではほぼ償却したようなガスパ管の施設を使つてガスの供給を受けておる。それが市街地の方に新たにガス供給地域がふえてきて、そこへガスパ管を敷設していく。そうすると、その費用といふものは現時点の価格で相当高い。二十年なり二十年前につくつたガスパ管の帳簿価格と比較したら問題にならないほど高い。しかし料金は、こゝろいふたものをプールのして全住民が負担する、こゝろいふ方式に今のところはなつておるわけでありまして、二重価格制、三重価格制といふものをつとておりませんので、一面公共事業であると同時に、消費者の方も、こゝろいふ公共的な施設のサービスを与えてもらふといふ受益の範囲で応能分担していくといふのが、今の公共料金の建前になつておりますので、共同溝をつくつたからすぐその分だけ消費者におつたからと考へては、かりに値上げした場合のことでございますが、それが一がいに不当だとも言い切れないのではないかと思ふのでございます。

○二階堂委員 大休私もこのことであつたこと以上議論をいたしません。が、今直ちにね返りになるというやうな議論は私もいたしておりません。将来こゝろいふ要素にはなり得るといふふうに考へておるわけなんです。そこで、こゝろいふ一点お伺ひいたしたいのは、こゝろいふ仕事を進めていくことなんでしょうが、その仕事の途中において、不必要な物件を移転しなければならぬといふ場合も出てくるでせうし、あるいは不慮の災害、突発事故が起る。たとえば従来も地下鉄その他の工事でも相当の災害が起つてゐる。中野です、どこかで、電話のあれがあらへん金が復旧事業にかつたやうなところがあります。こゝろいふことがあり得ないとも断言できません。こゝろいふ場合に、その費用といふものはどこから負担しなければならぬ場合が出てくるわけなんです。こゝろいふ、九億の仕事が、たとえば十億になつたとか、あ

るいは十五億になったというような場合が起り得るとしますね。そういう場合の負担は道路管理者ですか、管理者だけが負担をするのか、あるいはまたその負担の一部を業者が負担せざるを得なくなるといふことになるのか、その辺の話合いというものは、建設省と通産省とどういふ話し合いになっておりますか。そういう災害の費用というものは、受益者、たとえば消費者の方には全然転嫁しないのだ、こういう原則が大蔵省と建設省の間にできているのかどうか。

○高柳説明員 この法案の作成過程において、特にそういう議論をした記憶はございませんが、共同溝をつくっておる途中で、ちょうど地下鉄工事で掘さくしておる際に、地盤の変動等で江戸橋のところで災害が起った例がございますが、そういうときには、これは地下鉄の例を申し上げますと、電電公社のケーブルに被害を与えて補償をいたしておるようでございます。そういうのは、やはり当然工事費の中に含まれておるわけでございます。従って、おそれるような場合には、工事費の中に含んでそれぞれ負担をすべきものかと思ひます。あと維持管理している途中でそういう災害が起ったと、それに大きな損害を与えて補償するといふような場合になりますと、ちよつとそういう場合を想定して議論いたしておりませんので、明確にお答えいたしかねます。

○二階堂委員 そういうことはあり得ないと言はできないのです。そういう事例があるのですから。私はそういうことは明確にしておかないといけません。だからあなたに來

てもらつて、特に大蔵省の考え方を聞いておかぬと、あとで問題になったら、そのときにまた議論を繰り返してもしょうがないことでありますから……せつかくこういう法律をつくって仕事を進めるわけですから、その作業中に、地下鉄の上を通つたり、下を通つたりしなければならぬこともありましようし、あるいは水道とか下水とか、その他電気関係、電話関係といふものは、しよつちやう輻輳しておるのですから、そういう場合に、今までも、先ほどおつしやつたような事例もあるわけですから、相当な補償額が要求される。全体計画に同意して仕事をしようとする場合は、これだけの費用が要ります。同意して仕事を始める、その仕事を始めた場合に、突如としてそういう災害が起つた。その事業者から補償の要求をされる。これは小さな金額では済みますまい、予想される工事の性格を考へてみますと。だからこれだけのところ工事費の中に見るべきだといふことは、その工事費がさらに数億もふれてきて、それじゃまた公益事業者の方にもこれを負担してくれ……

者の方にこの負担をしてくれ……という仕事の監督をするのは道路管理者ですか、建設省ですか、それが言ひわけです。それじゃ今度は建設省の方から、それだけの災害復旧費と申しますか、公益事業者に対しては災害が起つたときには国が補償することになりなればならぬ、こういうことになりまふと、これまた一つの問題になる点です。それから、そういう場合には、建設省なら建設省とか管理者が全部持つのだといふようなことを明らかにしておかないと、私はやはりこれだけの金、先ほど言ひましたように、直ちに消費

者に負担がはね返つてくるとは考えられませんが、そういう場合に、数億ふえた、建設省や、あるいは役所だけでは持ち得ないので、業者にもある程度負担してもらわなければならぬ、その負担が、今度は消費者にもはね返つていくといふようなことは、ないようにしてもらいたと思ひますが、そういうふうな場合があるの困るのです。そういうふうな点も、掘り下げて議論しておかなければならぬのではないかと、こゝろに思ひます。そういう事例があるのです。公共事業で相当の仕事を進めていく上においては、たびたびそういう事故が起つてくることもあり得るのですから、私は特に大蔵省の考え方を聞いておきたいと思つてお尋ねしたのでありますが、そういう議論がまだ煮詰まつていないといふことでありますれば、私はやはりこれは相当掘り下げて考へておいていただくなければならぬことではないか、かように考へるわけです。特に答弁は要りません。お急ぎのようですから、あなたに対する質問はこれだけにいたします。

○加藤(高)委員長代理 瀬戸山三男君。

○瀬戸山委員 一点だけ。これは建設省に聞くべきだと思ひますけれども、大蔵省が見えておりますから、予算編成上議論されて、どういふお考えであるかという点だけ聞いておきたいと思ひます。

この共同溝の施設を三十八年度からやりたいといふことは、従来から考へられておりましたが、実施計画はなかつたわけですね。そこで私があなたに聞いておきたいのは、例の道路整備

緊急措置法あるいは特別会計の話がさつきありましたが、共同溝を三十八年度から実施するといふ、それはどういふふうに考へられておるのか、予算編成上問題にされたかどうか、その点だけ大蔵省の考え方を一つ伺ひたい。

○高柳説明員 三十八年度予算の建設省の要求は、現行の五カ年計画を変更して緊急整備の三カ年計画を認めてほしいといふような要求でございます。それらとも若干関連があるわけでございますが、そのうちの一案として共同溝の整備という予算要求があつたわけでございます。われわれといたしましては、五カ年計画をこの際改訂し、または変更せずに、現在五カ年計画のうちにまだ実施の明確になつていない計画の未決定分があるの、これらの計画の未決定分を共同溝計画といふ形で計画を明確にした、こういうふうに考へております。

○瀬戸山委員 私は共同溝をやることをいといか悪いか議論しておりました。特別会計ができておつて、道路整備緊急措置法ができておつて、五カ年計画として昭和三十六年に計画を立て、閣議で決定しておる。その際この問題には全然触れておりません。そこで緊急三カ年計画といふようなものも、うわさに出ましたが、表に出ておらない。そこで、今妙なことを言われまして、全然考へておらなかつたことを今日実施しようとするわけですね。五カ年計画を変更するときには閣議の決定を経ることになっておる。その点を聞いておるのです。どうですか。そういうことなら五カ年計画の閣議決定といふことは要らなくて、次々に変更ができるのだといふふうにいけそうな気が

がするから私は聞いておるのです。

○高柳説明員 御指摘のように、改訂の場合にはむろん閣議決定を得るし、相当程度の変更にも準用規定がございますが、今回の共同溝の設置に伴つて、道路管理者が相当する負担を負担するといふ計画になっております。この負担は、現行の道路計画の中で処置できると解釈いたしました。特に計画改訂の閣議決定は求めなくていいんじゃないか、こゝろ考へております。

○瀬戸山委員 議論はしませんけれども、約三十億の国費を出すのですから、その中で処理することは幾らでもできる。五カ年計画で一応全国の路線をきめてありますが、そういうものも別に法律事項みたいなかたいものではないと思ひます。ですから、その一部に共同溝といふものをつくるのだから、その中で消化できる、これは常識なんです。しかし、これは五カ年計画を決定したときには全然構想の中に入れておらなかつた、そういうことは大蔵省自身頭になかつた。そういうふうに非常に融通をきかせる大蔵省であれば、さつきいろいろ攻撃があつたが、そういうことなら非常にけつこりなだけども、この際は非常に融通をきかせておるが、その他の問題については、一厘一毛といふことも融通をきかせない大蔵省だから私は聞いておるのです。そういうふうに融通がきくようになつたのですか。法律解釈上ちよつとおかしいです。

○高柳説明員 私たち別段融通をきかしたというわけでもないんですけど、道路管理者がいろいろ道路の施設を他のものと合体してやる場合に、一部の負担をするといふことは、現行の道路法

なり道路計画からいつて別段そういう事例がないわけではございません。共同溝を設置する場合に、道路管理者として負担をするというのを認めただけであります。ただ、共同溝設置に伴って他の業務者または事業に義務を課すること等がございますので、こういう共同溝のことについても出して御審議を願っておるわけでありませう。

○二階堂委員 瀬戸山先生が質問されて、あなたがまた少しへんちくりんな答弁をするものだから、私もまた聞いておきたいと思うことが出てきた。道路局長と一問一答をやろうと思ったところが、あなたがおられますから、あなたの考えを聞いておきますが、この共同溝整備道路というものは、道路法にいう一つの体系を持った道路ではない付属物だという解釈ですね。しかし、この仕事を進めていく上において、建設省が負担しなければならぬ費用というものはガソリン財源でしよう。これは二百何十億を一般財源から出すか、あるいはガソリン財源から出すか、この区分ははっきりしておるのですか。

○高柳説明員 今の道路特別会計に入ってしまった財源は、この分が一般財源、これがガソリン財源というような区分はいたしておりません。一般会計から入れるものは、道路、ガソリン税の収入を一般会計から特別会計に入れる、それから一般会計の税金部分をまた道路の特別会計に入れて、特別会計に入りますれば、これはもう一つの一体化した道路財源になる。共同溝の場合にもその他の道路の場合にも、ある部分は一般会計負担、ある部分はガソリン税負担だ、こういうふうなことに

ならないことは先生の御承知の通りであります。

○二階堂委員 ガソリンの道路財源の特別措置法によりまして、これは道路の費用に充てなければならぬことになっております。そうしますと、これはやはり二千万とか五千万とかいう小さな金ではない。将来は何十億になるかもしれない。そうすると、この費用の負担も相当な部分がガソリン税財源によつてまかなわなければならないことになるとお思います。瀬戸山先生の議論を聞いておきますと、五カ年計画といふものは財源をちゃんと持つて計画を進めてきたのだ、それが五カ年計画の中に全然考えられていないものが出てきた、それも三十八年度は六億何千万円の仕事をやる、その中で三億何千万円は建設省が負担するといふことになり、その中の費用といふものはやはり道路財源、言いなればガソリン財源といふことになるわけですね。これは付属物だから使つておられないわけでもないですが、これは特殊な非常に金を要する付属物です。それにこの道路財源を使つていかれるといふことになる、五カ年計画といふものは一体何だ、これはもう勝手にさういふものが出てきたときには使つていいのじゃないか、計画性そのものが権威を持たなくなり疑われてくるということになる、さういふ御議論だと思ひます。それは一つの議論だと思ひます。そこで私も来年度から五カ年計画の改訂をやろうと思つております。大蔵大臣、総理あるいは建設大臣も来年三十九年度から新しい五カ年計画、四兆か五兆という規模をもつてやるということを言明された。これは当然ことしからやるべきだった

が、私も来年からやらなければならぬという事情を考えまして同意したわけですね。そうしますと、この共同溝の計画といふもの、五カ年計画なりあるいは三カ年計画といふものがある、樹立されるような形になると思ひます。さういふふうな形に書いてある。さうしますと、この計画といふものを新しい道路五カ年計画の中にどういふふうな考へていかれるつもりか。たとえば四兆なら四兆としまして、これは将来の問題ですから、東京とか大阪とか、さういふ地域を指定する、共同溝道路といふものを指定する。さうすると、これは計画を持たなければならぬ。その場合に、四兆か五兆かの五カ年計画の中に、新しい道路網として――道路網といふんです、財源を食う仕事ですが、その中にやはりこれはガソリン財源をもつて充てていかなければならぬといふことになるが、大蔵省の考へ方はどうなんですか。

○高柳説明員 新たな道路整備の五カ年計画をつくる場合に、従来の計画の際には、特に取り立てて議論をし、またあ俗にいう一般経費といふふうな形で見ておつた分野を、このように共同溝といふある程度計画を持つて進めなければならぬし、またその金額も、その計画いかんによつては、相当多額にわたるといふ場合には、御指摘のようになつて計画の樹立にあつて、その所要経費等について検討を加へる必要はあると思ひます。ただ、それは先生の御指摘のようにはガソリン税でやるのはいいか、一般財源でやるのはいいかということもまたあわせて議論にならうかと思ひますが、その辺

も、私たちが現在考えておるのは、まあ現在三十八年度で考えておるような方式でいいのじゃないかと思つております。

○二階堂委員 もう一ぺんそこだけ念を押しておきます。もう五カ年計画改訂の作業を建設省は始めていると思ひます。これについては私もいろいろ意見はあります。それは三兆や五兆では足らぬと思つておられますが、そんなことを言つたつて財源の問題もありません。そこで、やはりこれはさういふ一つの新しい仕事を始める、道路にも関係のある仕事ですから、一般財源から組むといふことは、あなたの方はなかなか反対なんですよ。これはわかり切つてゐる。さうすればガソリン財源の中からこれを見ていくといふことになる。さうしますと、今だつて三兆や五兆にしても相当な道路の事業といふものが残つてゐる。それにこれはどつちかといふと大都会中心の仕事なんです。さういふところは何億か何十億かといふ仕事が行なわれる。さうすると、ガソリン財源も計画を持つてやるわけですから、一定の金額といふものを計画の中に持たなければならぬといふことになりまして、これはまた五カ年計画改訂をやる場合には議論にならうかと思つておられますが、できるならば私思つておられるのを――三年なり五カ年の計画ができると思つておられますから、さういふときには、それは一つ仕事のできるような財源的な措置を――これはまたいろいろ問題にならうと思ひますけれども、やはりしつかり考えてもらふねと、ワクの中でこれだけをとつてしまつと、地方道路やその他の

府県道や国道にしわ寄せがいくというふうなことになるので困るのですから、今からこれは私も注文をつけておきます。やはりその計画に従つて仕事ができるような財源措置をしつかりと考えておいていただきたいといふことを、一つこの場であなたにお願いいたしておきます。

○中島(慶)委員 若干意見の違つたところがあると思いますが、一言だけ申し上げたいと思ひます。基本的な態度として、私はこの共同溝の法律には賛成であります。しかしいろいろ疑問の点についてこの際ただしておきたいと思ひます。先ほど瀬戸山委員からも質問がありましたけれども、道路整備緊急措置法第二条においては、ことに二項において、五カ年間に進行すべき道路の整備の目標、五カ年間に進行すべき道路の整備の事業の量、さういふふうにはつきりとしておるのでありますから、当然道路整備五カ年計画を樹立したときに、事業の量や目標や種別をはつきりいたしておると思ひます。

そこで、お尋ねしたいことは、五カ年計画策定のときに、さういふふうなものを含んで作成してあるかどうかといふことが一点です。それから第二の問題として、当然これは道路整備の予算に食ひ込む予算でありますから、将来共同溝を大きく広げていけばいだけ道路整備全体の予算に食ひ込んでくるのであるから、従つて、今後の計画といふものは、次の五カ年計画にはこの共同溝設置の予算といふものはどのくらいな規模で持つていくかといふような案についてもお考えがあるかどうか。

それから第三点として、先ほど大体公益事業者が三分の一の費用の負担である、こういうふうなお話でありましたけれども、私は、結論的には、公益事業者のために設置する共同溝であるのだから、公益事業者が——電灯料あるいは電力料にはね返るといふようなお説があるけれども、道路整備の予算を三分の二もそれへ持つていくということは考えるべきもので、もっと大きく公益事業者が負担すべきものだ、これが第三点の私の考え方でありました。

第四点としては、全くこれは後進性のものであって、先行投資をするという立場から考えれば、今後の都市計画に新しい都市造成に対してはこれは基本的に織り込むべきものではないか、こういうふうに思う。つまり、先ほど二階堂委員は先行投資と言われたけれども、これは全くどうにもならなくなつて仕方なしにやるところの後進投資であつて、都市造成の場合には先に先行投資をすべきです。それは小さい意味におけるところの事業者という立場でいえば、先行投資であるかもしらぬけれども、都市をつくるときに、まづ先にやらなければならぬ仕事をやらすにおつて、こういう事態になつて仕方なくやるのであるから、これは後進性の投資である。だから今後の都市計画には、進んで積極的にこういうことをやるべきではないか、こういうふうに思うわけですが、この四点について、道路局長でもあるいは主計官でもけっこうであります、御意見を伺いたい。

○平井(學)政府委員　ただいまの御指摘の点につきまして、建設省関係について申し上げます。

第一に、次の五カ年計画を、かりに三十九年に改訂をする機会に恵まれるとするならば、どの程度のことを考えておるか、これは先ほど主計官からお話ございましたが、本年の実績等もむろん考え合わせてやるべき問題でございますが、私どもとしては、東京だけでございませんで、北九州市を含む大都市については、必要な程度においてやりたい。また、ただいまお話がございましたように、新都市をつくる際にも、これこそ文字通り先行的にやるということを考えねばならないということもございますので、そういうものはそういうふうにいたしたいと思ひます。

次に、同じ問題であります都市造成の際の問題でございますが、これはもう当然、私どもも文字通り先行的に、新しい産業都市をつくる場合には、道路等と並行してできるだけこういつた問題を前もってやるような計画をつくりたい、かように考えております。それから、負担額の問題につきましては、先ほど山中議員からの御質問に對してお答えいたしましたので省略させていただきます。

○高柳説明員　現行整備計画でわれわれは今回の予算措置は読めると先ほど御答弁申し上げました。それは、今閣議決定を経っております事業の量という中には、今回該当するのは大体一級国道が大部分でございしますが、その改良はキロメートルで表示されております。従つて、特に排除しておる要因はないと考えております。

○加藤(高)委員長代理　本日はこの程度にとどめ、次会は来たる三月六日水曜日、午前十時より理事会、十時三十

分より委員会を開くこととし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十一分散会

昭和三十八年三月六日印刷

昭和三十八年三月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局